

## ◆令和4年度放課後児童クラブ案内◆

書類が揃っていない、不備がある場合は申請を受付することができず、再提出となりますので、申請する前に確認をお願いします。

□児童クラブ利用申請書・家庭状況調書 児童1人につき1枚

□家でみることができない状況を証明する書類 1世帯につき各1枚

※同一敷地内及び同一敷地内程度に住んでいる祖父母(全年齢)が就労している場合は就労証明書等が必要になります。(住民票上で世帯を分けていても同じ敷地内に住んでいれば同一敷地内となり、近所に住んでいる場合は同一敷地内程度になります。)

病気や看護等家でみることができない場合は申立書等が必要になります。

(例) 児童2名申請の場合は申請書2枚、就労証明書等各1枚ずつになります。

受付期間 令和3年11月8日(月)～令和3年11月19日(金)

※期限厳守

土・日・祝日を除く8:30～17:15(水曜日のみ8:30～19:00)

受付場所 大子町役場福祉課窓口 (※各児童クラブには申し込めません)

就労証明書等不足の場合は大子町ホームページでダウンロードして印刷又は、コピーをして使用していただきますようお願いします。

【福祉課 社会福祉担当 ☎0295-72-1117】

## 放課後児童クラブの利用を希望される方へ

### ◆放課後児童クラブとは◆

児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等により、学校から帰宅しても一人で過ごすことになる児童を対象に、授業終了後の生活の場を確保し、主に遊びを通して児童の健全育成を図るところです。

### ◆対象◆

町内の小学校に通う1年生から6年生児童

### ◆放課後児童クラブ◆ (令和4年度募集定員数 140名程度)

名称	実施場所	所在地	電話	定員
だいが放課後児童クラブ	大子町文化福祉会館児童クラブ(まいん)子育て支援室	大子 722-1	☎72-2005 ☎72-1120	60名程度 通年40名程度 長期のみ20名程度
放課後児童クラブ「なかよし」	だいが保育園内放課後児童クラブ室	大子 554-2	☎72-0345	20名程度
みなみ児童クラブ (長期休業・土曜日のみ)	大子町立南中学校内	頃藤 3708	☎029-233-5200	30名程度
大子西児童クラブ (長期休業・土曜日のみ)	大子町立大子西中学校内	芦野倉 733	☎029-233-5200	30名程度

※だいが放課後児童クラブでは、土曜日利用できない場合があります。

※だいが放課後児童クラブの長期休業期間の保育を旧浅川小学校で実施します。

※放課後児童クラブ「なかよし」の受入れ対象学年は、小学校3年生までとなります。

※みなみ児童クラブ・大子西児童クラブでは、現在振替休業日等の利用を実施しておりません。

※令和3年10月1日現在の利用条件となっており、今後利用条件が変更となる場合があります。

### ◆利用要件◆

- ・保護者が就労等により、昼間の時間に常時留守で、児童の面倒をみることができない。
- ・保護者の疾病、その他の理由により、昼間に児童の面倒をみる者がいない。
- ・その他、特に配慮を必要と認められる場合。
  - 注1) 児童が学校から帰宅し、保護者(父母・祖父母等)がいる場合は、対象になりません。
  - 注2) 産休・育児休業中は利用できません。また勤務状況や所得申告のない農業なども利用できない場合があります。
  - 注3) 児童クラブの利用状況、児童の行動面や健康面、集団行動が不相当と認められたときは、利用をご遠慮いただく場合があります。
  - 注4) 利用の審査では、低学年を優先に選考させていただきます。兄弟姉妹で利用を希望された場合、高学年の児童が利用できないこともあります。また、単年度の審査となりますので、継続して利用できない場合があります。
  - 注5) 児童クラブの必要性が高い方が利用できるためにも、利用の状況の低い方には、利用をご遠慮いただく場合があります。
  - 注6) 虚偽(申請内容・就労状況等)の申請をした場合、利用を取り消します。
  - 注7) 土曜日利用につきましては、全ての保護者(祖父母等を含む)が就労等により、児童のみで過ごす場合、利用登録可能とします。

#### ◆利用期間◆

4月1日から翌年3月末日の1年間です。

児童クラブの利用は、1年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在利用されている方も、引き続き翌年度の利用を希望される場合は、あらためて申請していただく必要があります。

#### ◆利用料◆

通年 月額 1,000円（児童1人あたり）

長期のみ 年額 2,000円（児童1人あたり）

土曜日 1回 200円（児童1人あたり）

注1) 要綱改正により利用料を変更する場合があります。

注2) その他、傷害保険料（年額）やおやつ代等がかかります。

注3) 利用料の返納はいたしません。

#### ◆受付期間◆

4月から利用を希望される方は、一斉申込みでの申請となりますが、通年を通して随時受付はしています。ただし、空き状況により利用希望者の中での審査となりますので、必ず利用できるとは限りません。

#### ◆その他◆

- ・児童クラブの送迎につきましては、保護者が責任をもって行ってください。なお、児童クラブの預かり時間は、18時までです。買物等で遅くなるという理由は認められません。交通状況によりお迎えの時間に間に合わない場合、必ず児童クラブへ連絡してください。
- ・児童クラブは、就労等により児童のみで過ごす児童を、保護者に代わり見守るところです。仕事がお休みのときや保護者がいる場合は、家庭での保育をお願いします。
- ・児童クラブの審査は、保護者の基準指数（学年、就労・家庭状況、利用率等）で審査します。基準指数は、保護者のうち低い方の指数を適用します。特に、募集定員数が超えた場合、前年度利用していても、審査により利用できない場合があります。

# 児童クラブの利用申請および必要な書類

## ◆令和4年4月1日からのクラブ利用申請◆

期 間： 令和3年11月8日（月）～令和3年11月19日（金）

土・日・祝日を除く 8:30～17:15（水曜日のみ 8:30～19:00）

受付場所： 大子町役場 福祉課窓口（※各児童クラブには申し込めません。）

## ◆申請時の必要書類◆

1 児童クラブ利用申請書（両面記載）・・・児童1人につき1部記入し提出してください。

2 家でみることができない状況を証明する書類

※証明書等は、兄弟姉妹が同時に申請する場合、保護者1人につき各1部の提出でかまいません。

※保護者（父・母）及び同居する祖父母につき、それぞれに必要です。

※祖父母と同居の範囲とは、同一敷地内及び同一敷地内程度の範囲で居住する場合とします。

利用の要件	必要な書類
就 労	【外勤・自営業・農業】 ・就労（予定）証明書
疾病・看病等	・申立書 ・診断書又は身体障害者・療育・精神手帳・介護保険証の写し 注）産休・育児休業の場合、児童クラブの利用はできません。
そ の 他	・申立書 ・家でみることができない状況を証明する書類

3 その他

(1) 必要に応じて、上記に掲げる以外の書類の提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

(2) 利用申請書の内容（住所・世帯構成・勤務先等）に変更が生じたときは、福祉課へ申し出てください。

## ◆利用料について◆

### 【利用例】

例	平日	土曜日	長期休業	児童クラブ利用料
例1	児童クラブ	児童クラブ	児童クラブ	月額1,000円＋土曜日利用回数分
例2	子ども教室	児童クラブ	児童クラブ	年額2,000円＋土曜日利用回数分
例3	子ども教室	利用なし	児童クラブ	年額2,000円

※おやつ代、傷害保険料は別途負担いただきます。

※土曜日利用を希望する方は、一回利用につき200円の料金が別途かかります。

※要綱改正により利用料を変更する場合があります。

※期間を過ぎても申請は受け付けますが、期限内に申請した方を優先に審査いたしますことをご承知願います。